

入札告示

札幌市告示第 1738 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 7 年 4 月 21 日

札幌市長 秋元克広

記



1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1-7 ORE 札幌ビル 8 階
札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部デジタル企画課
電話 011-211-2136
メールアドレス：ictplan@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

デジタル企画課及び行政DX推進室のレイアウト変更業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 6 月 30 日（月）まで

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札に当たっては、入札書（別添 1）に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～令和 7 年札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が「役務（一般サービス業）」の「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

上記 1 に同じ。

なお、入札書等は以下の札幌市役所ホームページからダウンロードすることができる。

【URL】 https://www.city.sapporo.jp/kikaku/keiyaku/r7_layout.html

- (2) 入札書の受領期限

令和 7 年 4 月 30 日（水）15 時 00 分（必着）

- (3) 入札書の提出方法

ア 入札書は 1 通のみ作成し、持参又は送付により提出すること。この場合、入札書に記載する日付は作成日とすること。

イ 直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「デジタル企画課及び行政 DX 推進室のレイアウト変更業務 入札書在中」の旨を記載し、上記 1 宛、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

ウ 送付により提出する場合は二重封筒として、外封に「デジタル企画課及び行政 DX 推進室のレイアウト変更業務 入札書在中」の旨を記載し、上記 1 宛、入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電子メール、ファックス、電話その他の方法による入札は認めない。

- (4) 開札の日時及び場所

令和 7 年 4 月 30 日（水）15 時 00 分

ORE 札幌ビル 8 階デジタル戦略推進局会議室

（札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1-7）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出入人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (7) 詳細は入札説明書による。